

議案第136号

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年11月30日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項本文中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

（提案理由）

健康保険法施行令の一部改正に伴い、つくば市国民健康保険の出産育児一時金の支給額について変更するため、この条例案を提出するものである。

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条 第4条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、 出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令 （大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規 則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>	<p>第1条 第4条（略） （出産育児一時金）</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、 出産育児一時金として<u>40万4,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令 （大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規 則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。</p> <p>2（略）</p> <p>第6条（以下略）</p>